

証券会社向けの総合的な監督指針 新旧対照表

| 旧 | 新 |
|---|---|
| <p>I-1-2 証券会社の監督に当たっての基本的考え方</p> <p>上記を踏まえると、証券会社の監督に当たっての基本的考え方は次のとおりである。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 効率的・効果的な監督事務の確保</p> <p>監督当局及び証券会社の限られた資源を有効に利用する観点から、監督事務は効率的・効果的に行われる必要がある。したがって、証券会社に報告や資料提出等を求める場合には、監督事務上真に必要なものに限定するよう配慮するとともに、現在行っている監督事務の必要性、方法等については常に点検を行い、必要に応じて改善を図るなど、効率性の向上を図るよう努めなければならない。</p> <p>更に、金融システム改革に伴う專業規制の撤廃等により、証券会社が行う証券業務及びこれに関連する業務は多様化してきており、その業務に応じた監督事務を行うことに努める必要がある。特に、国際的に活動する証券会社グループ(証券会社の親会社である証券持株会社(注1)又は事実上の持株会社(注2)及びその子会社等(注3)から構成され、かつ日本以外の複数の国において証券業に係る海外拠点(駐在員事務所を除く。)を有しているグループ。)については、証券会社単体の監督と併せて当該証券会社グループの監督についても、金融コングロマリット監督指針に記載された視点を踏まえて行う必要がある。</p> | <p>I-1-2 証券会社の監督に当たっての基本的考え方</p> <p>上記を踏まえると、証券会社の監督に当たっての基本的考え方は次のとおりである。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 効率的・効果的な監督事務の確保</p> <p>監督当局及び証券会社の限られた資源を有効に利用する観点から、監督事務は効率的・効果的に行われる必要がある。したがって、証券会社に報告や資料提出等を求める場合には、監督事務上真に必要なものに限定するよう配慮するとともに、現在行っている監督事務の必要性、方法等については常に点検を行い、必要に応じて改善を図るなど、効率性の向上を図るよう努めなければならない。</p> <p>更に、金融システム改革に伴う專業規制の撤廃等により、証券会社が行う証券業務及びこれに関連する業務は多様化してきており、その業務に応じた監督事務を行うことに努める必要がある。特に、国際的に活動する証券会社グループ(証券持株会社(注1)、<u>事実上の持株会社(注2)又は証券会社(個別法等によって連結自己資本の充実等が求められている金融コングロマリット(金融コングロマリット監督指針I-1で定義するものをいう。)</u>の連結自己資本の対象として含まれる証券会社を除く。以下、「対象証券会社」という。)<u>とこれらの子会社等(注3)から構成され、かつ日本以外の複数の国において証券業に係る海外拠点(駐在員事務所を除く。)を有しているグループ。</u>)</p> |

証券会社向けの総合的な監督指針 新旧対照表

| 旧 | 新 |
|--|---|
| <p>また、証券会社の監督において、証券取引法（以下、「法」という。）上に規定されている自主規制機関である証券業協会や証券取引所は、証券会社に対して市場の実情に精通している者として自らを律していくことにより投資家からの信頼を確保させる自主規制機能を担っており、監督事務上の連携を密接に行う必要がある。</p> <p>（注1）「証券持株会社」とは、法第 59 条第 1 項に定める証券会社を子会社とする持株会社である国内の会社をいう。ただし、当該持株会社が銀行法第 2 条第 13 項に定める「銀行持株会社」、長期信用銀行法第 16 条の 4 に定める「長期信用銀行持株会社」、保険業法第 2 条第 16 項に定める「保険持株会社」のいずれかに該当する場合、「国際的に活動する証券会社グループ」から除く。</p> <p>（注2）「事実上の持株会社」とは、金融持株会社（「銀行持株会社」、「長期信用銀行持株会社」、「保険持株会社」、「証券持株会社」の複数又はいずれかに該当する持株会社をいう。）に該当しない会社で、証券会社を子会社（<u>連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 2 条第 3 号に規定する連結子会社をいう。</u>）とする<u>銀行、保険会社、証券会社等（証券会社、証券投</u></p> | <p>については、証券会社単体の監督と併せて当該証券会社グループの監督についても、金融コングロマリット監督指針に記載された視点を踏まえて行う必要がある。</p> <p>また、証券会社の監督において、証券取引法（以下、「法」という。）上に規定されている自主規制機関である証券業協会や証券取引所は、証券会社に対して市場の実情に精通している者として自らを律していくことにより投資家からの信頼を確保させる自主規制機能を担っており、監督事務上の連携を密接に行う必要がある。</p> <p>（注1）「証券持株会社」とは、法第 59 条第 1 項に定める証券会社を子会社とする持株会社である国内の会社をいう。ただし、当該持株会社が銀行法第 2 条第 13 項に定める「銀行持株会社」、長期信用銀行法第 16 条の 4 に定める「長期信用銀行持株会社」、保険業法第 2 条第 16 項に定める「保険持株会社」<u>又は同法第 272 条の 37 第 2 項に定める「少額短期保険持株会社」</u>のいずれかに該当する場合、「国際的に活動する証券会社グループ」から除く。</p> <p>（注2）「事実上の持株会社」とは、金融持株会社（「銀行持株会社」、「長期信用銀行持株会社」、「保険持株会社」、<u>「少額短期保険持株会社」</u>若しくは「証券持株会社」の複数又は<u>これらの</u>いずれかに該当する持株会社をいう。）に該当しない会社で、証券会社を子会社（<u>財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 8 条第 3 項に規定する子会社をいう。</u>）（注3）において同</p> |

証券会社向けの総合的な監督指針 新旧対照表

| 旧 | 新 |
|---|--|
| <p><u>資顧問業者又は投資信託委託業者</u>以外の国内の会社をいう。</p> <p>(注3)「子会社等」とは、<u>連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第2条第3号に規定する連結子会社、又は次のi)若しくはii)に該当する会社をいう。</u></p> <p>i) <u>証券持株会社又は事実上の持株会社を連結財務諸表作成会社とした場合において連結対象又は持分法適用会社となる会社</u></p> <p>ii) <u>内部管理に関する業務（法令等遵守管理に関する業務、リスク管理に関する業務、内部監査及び内部検査に関する業務、財務に関する業務、経理に関する業務、税務に関する業務）の一部又は全部を、証券持株会社若しくは事実上の持株会社、又はグループ内の金融機関と共通の役員又は使用人によって行わせている他の会社</u></p> <p>Ⅲ－２－２－３ 弊害防止措置関係</p> <p>法第45条ただし書の規定に基づく弊害防止措置の適用除外の承認については、以下のとおり取り扱うこととする。</p> | <p><u>じ。）とする金融機関（銀行（長期信用銀行を含む。）、保険会社（少額短期保険業者を含む。）、証券会社等（証券会社、証券投資顧問業者又は投資信託委託業者）をいう。（注3）において同じ。）</u>以外の国内の会社（<u>会社以外の法人も含む。</u>）をいう。</p> <p>(注3)「子会社等」とは、<u>証券持株会社、事実上の持株会社又は対象証券会社の子会社をいう。ただし、次のi)又はii)に該当する会社がある場合には、当該会社を含む。</u></p> <p>i) <u>証券持株会社、事実上の持株会社又は対象証券会社の関連会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第5項に規定する関連会社をいう。）</u></p> <p>ii) <u>内部管理に関する業務（法令等遵守管理に関する業務、リスク管理に関する業務、内部監査及び内部検査に関する業務、財務に関する業務、経理に関する業務、税務に関する業務並びに電子情報処理組織の保守及び管理に関する業務）を、証券持株会社、事実上の持株会社若しくは対象証券会社又はこれらの子会社である金融機関と共通の役員又は使用人が行っている会社</u></p> <p>Ⅲ－２－２－３ 弊害防止措置関係</p> <p>法第45条ただし書の規定に基づく弊害防止措置の適用除外の承認については、以下のとおり取り扱うこととする。</p> |

証券会社向けの総合的な監督指針 新旧対照表

| 旧 | 新 |
|---|--|
| <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 法第45条ただし書の承認における証券会社の行為規制等に関する内閣府令第11条の3に基づく審査に当たっての留意事項 法第45条ただし書の承認における行為規制等府令第11条の3第1項各号に掲げる基準の審査に当たっては、同令第11条の2第3項各号に掲げる内部管理に関する業務ごとに、下記の点に留意して行うものとする。</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>(新規)</p> | <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 法第45条ただし書の承認における証券会社の行為規制等に関する内閣府令第11条の3に基づく審査に当たっての留意事項 法第45条ただし書の承認における行為規制等府令第11条の3第1項各号に掲げる基準の審査に当たっては、同令第11条の2第3項各号に掲げる内部管理に関する業務ごとに、下記の点に留意して行うものとする。</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>⑦ <u>電子情報処理組織の保守及び管理に関する業務</u> イ. <u>電子情報処理組織の保守及び管理に関する業務を公正かつ的確に遂行することができる人的構成及び業務運営体制を有していること</u> a <u>証券会社等それぞれにおける電子情報処理組織の保守及び管理に関する業務を担当する部門（以下、「システム保守管理部門」という。）について、証券会社等の業務規模等から当該業務が適切に実行されると認められること。</u> b <u>当該システム保守管理部門はそれぞれ、証券会社等において個別にその状況を的確に把握することが可能であるとともに、</u> <u>II-三-九に基づく態勢が整備されていると認められること。</u> c <u>証券会社等の一の法人における当該電子情報処理組織の保</u></p> |

証券会社向けの総合的な監督指針 新旧対照表

| 旧 | 新 |
|--|---|
| <p>⑦ 内部管理に関する業務を行う各部門</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 内部管理に関する業務に従事する者が営業部門から独立していること</p> <p> a～f (略)</p> <p> (新規)</p> | <p><u>守及び管理に関する業務の従業員が他の証券会社等の当該業務の従業員を兼職している場合においても、当該業務の責任者は当該業務の責任者として相応しい者が証券会社等それぞれにおいて独立して常務すること。</u></p> <p>d 当局による証券会社等それぞれに対する検査及び報告 徴求等への的確な対応に支障を生じさせないと認められること。</p> <p>ロ <u>電子情報処理組織の保守及び管理に関する業務を遂行するための社内規則（当該業務に関する社内における責任体制を明確化する規定を含むものに限る。）が整備されていること</u></p> <p><u>上記イの内容及び電子情報処理組織の保守及び管理に関する業務の手続に関する社内規則が具体的かつ明確に規定され、かつ、当該業務が公正かつ的確に行われるための責任体制が明確に規定されているかどうか審査するものとする。</u></p> <p>⑧ 内部管理に関する業務を行う各部門</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 内部管理に関する業務に従事する者が営業部門から独立していること</p> <p> a～f (略)</p> <p>g <u>電子情報処理組織の保守及び管理に関する業務に従事する者が営業部門から影響を受けることなく独自に電子情報処理組織の保守及び管理に関する業務を的確に遂行する権限を有していること。</u></p> |

証券会社向けの総合的な監督指針 新旧対照表

| 旧 | 新 |
|--|--|
| <p><u>g</u> (略)</p> <p>⑧ ①から⑦に掲げる事項を審査するに当たっての留意事項</p> <p>イ. 内部管理に関する業務の責任者(①イg、②イc、③イc、④イc、⑤イc及び⑥イeの責任者をいう。)の独立性を審査する際には、証券会社等の一の責任者(個別業務を複数管理する責任者を含む。)が他の証券会社等の責任者(個別業務を複数管理する責任者を含む。)に対して具体的業務についての指揮命令権(法令等違反又は事前に策定されている明確な社内規則の違反の可能性のある取引、及び、リスク管理上重大な問題となる可能性がある取引の実行等に対する拒否権は除く。)を有している場合には、当該他の責任者の独立性は損なわれていることに留意すること。</p> <p>ロ. ～ニ. (略)</p> <p>ホ. 法第59条に規定する持株会社又は銀行持株会社について内部管理に関する業務を行うにあたり、法第45条ただし書の承認申請があった場合には、当該持株会社の子会社であって、当該申請の対象外となっている子会社がある場合には、証券会社等から入手した非公開情報の持株会社からの当該子会社への漏洩防止措置についても厳格に審査するものとする。</p> | <p><u>h</u> (略)</p> <p>⑨ ①から⑦に掲げる事項を審査するに当たっての留意事項</p> <p>イ. 内部管理に関する業務の責任者(①イg、②イc、③イc、④イc、⑤イc、⑥イe及び⑦イcの責任者をいう。)の独立性を審査する際には、証券会社等の一の責任者(個別業務を複数管理する責任者を含む。)が他の証券会社等の責任者(個別業務を複数管理する責任者を含む。)に対して具体的業務についての指揮命令権(法令等違反又は事前に策定されている明確な社内規則の違反の可能性のある取引、及び、リスク管理上重大な問題となる可能性がある取引の実行等に対する拒否権は除く。)を有している場合には、当該他の責任者の独立性は損なわれていることに留意すること。</p> <p>ロ. ～ニ. (略)</p> <p>ホ. 法第59条に規定する持株会社、法第59条に規定する持株会社に該当しない証券会社の親法人等であって当該証券会社の経営管理及びこれに附帯する業務を行う会社(銀行、協同組織金融機関、証券取引法施行令第1条の9に規定する金融機関及び証券会社(外国証券会社を含む。))を除く。)又は銀行持株会社について内部管理に関する業務を行うにあたり、法第45条ただし書の承認申請があった場合には、当該持株会社等の子会社であって、当該申請の対象外となっている子会社がある場合には、証券会社等から入手した非公開情報の当該持株会社等からの当該子会社</p> |

証券会社向けの総合的な監督指針 新旧対照表

| 旧 | 新 |
|---|---|
| <p>へ. (略)</p> <p>ト. 内部管理に関する業務について、証券会社より法第 34 条第 4 項に基づきその他業務の承認申請があった場合において、当該業務の兼業に伴い行為規制等府令第 12 条第 7 号又は第 8 号に該当する行為が行なわれる場合には、同条第 7 号又は第 8 号に抵触するため、同業務は「公益に反する」と認められることから、法第 34 条第 5 項の規定により、兼業の承認を行わないことに留意する。なお、内部管理に関する業務について法第 45 条の適用除外の承認と法第 34 条第 4 項によるその他業務の承認とはⅢ－2－2－3(2)に規定する基本理念の趣旨から両立しないことに留意する。</p> <p>チ～ル. (略)</p> <p>(4) 証券会社の行為規制等に関する内閣府令第 12 条第 9 号の解釈等について</p> <p>証券会社とその親銀行等又は子銀行等とともに個人である顧客を訪問する際には、営業に先立ち、顧客に対して以下の趣旨を記述した書面を提示の上、十分な説明を行わない場合には、行為規制等府令第 12 条第 9 号の規定に該当するおそれがある。</p> <p>① 当該証券会社とその親銀行等又は子銀行等とは別法人であること。</p> <p>② 当該証券会社が提供する証券業に係る商品や役務はその親銀行</p> | <p>への漏洩防止措置についても厳格に審査するものとする。</p> <p>へ. (略)</p> <p>ト. 内部管理に関する業務について、証券会社より法第 34 条第 4 項に基づきその他業務の承認申請があった場合において、当該業務の兼業に伴い行為規制等府令第 12 条第 7 号に該当する行為が行なわれる場合には、同条第 7 号に抵触するため、同業務は「公益に反する」と認められることから、法第 34 条第 5 項の規定により、兼業の承認を行わないことに留意する。なお、内部管理に関する業務について法第 45 条の適用除外の承認と法第 34 条第 4 項によるその他業務の承認とはⅢ－2－2－3(2)に規定する基本理念の趣旨から両立しないことに留意する。</p> <p>チ～ル. (略)</p> <p>(4) 証券会社の行為規制等に関する内閣府令第 12 条第 8 号の解釈等について</p> <p>証券会社とその親銀行等又は子銀行等とともに個人である顧客を訪問する際には、営業に先立ち、顧客に対して以下の趣旨を記述した書面を提示の上、十分な説明を行わない場合には、行為規制等府令第 12 条第 8 号の規定に該当するおそれがある。</p> <p>① 当該証券会社とその親銀行等又は子銀行等とは別法人であること。</p> <p>② 当該証券会社が提供する証券業に係る商品や役務はその親銀行</p> |

証券会社向けの総合的な監督指針 新旧対照表

| 旧 | 新 |
|--|--|
| <p>等又は子銀行等が提供しているものではないこと。</p> <p>③ 当該親銀行等又は子銀行等は、特に、顧客の要請がなく、かつ、自己の業務の遂行に必要な場合において、証券会社の取り扱う商品若しくは役務に関する自己の評価、意見等を表明し、又はその商品若しくは役務の信用度若しくは利点を強調すること等によって、証券会社の顧客との間の契約の成立を補助するときは、法第65条第1項の規定に違反するおそれがあるので、これを行うことはできないこと。</p> <p>(5) (略)</p> | <p>等又は子銀行等が提供しているものではないこと。</p> <p>③ 当該親銀行等又は子銀行等は、特に、顧客の要請がなく、かつ、自己の業務の遂行に必要な場合において、証券会社の取り扱う商品若しくは役務に関する自己の評価、意見等を表明し、又はその商品若しくは役務の信用度若しくは利点を強調すること等によって、証券会社の顧客との間の契約の成立を補助するときは、法第65条第1項の規定に違反するおそれがあるので、これを行うことはできないこと。</p> <p>(5) (略)</p> |